平成２９年（フ）第７９５０号
東京都台東区寿１丁目３－５－305
債務者　高橋　美菜（旧姓大屋）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９６４号
東京都大田区大森中３丁目６－26－103
債務者　中西瀬里奈
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９６５号
東京都葛飾区堀切６丁目33－９
債務者　金田伊津美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９６６号
東京都板橋区若木２丁目12－５－203
債務者　吉時　　忍
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９６８号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目54－２－201
債務者　元島真由美（旧姓新粥）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９７３号
東京都北区豊島３丁目20－11　フラットハイムＡ－203
債務者　篠塚　香織
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９７７号
東京都江東区常盤２丁目14－12－605
債務者　野口　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９８０号
神奈川県川崎市麻生区百合丘２丁目３－７－302
債務者　勝部　卓登
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９８６号
東京都大田区大森西６丁目４－11－102
債務者　福光　　環
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９８８号
東京都豊島区池袋３丁目４－４－103
債務者　宮本　七生
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９８９号
東京都大田区矢口２丁目25－８－301
債務者　桃原　　彩
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９９２号
東京都江戸川区西小松川町26－10－302、住民票上の住所千葉県八街市八街は43－21
債務者　齋藤　桂子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０６号
静岡県磐田市豊岡6815番地　ガーデンコートメモリアル105
債務者　柳澤　　正
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７９３３号
東京都江戸川区東葛西４丁目56－21－102
債務者　金城　杏実（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部